

議提第2号

憲法第9条を尊重し、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

会議規則第14条の規定により、憲法第9条を尊重し、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年6月24日 提出

提出者	北本市議会議員	金子	真理子
提出者	北本市議会議員	湯沢	美恵
提出者	北本市議会議員	松島	修一
提出者	北本市議会議員	黒澤	健一
提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
提出者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明

北本市議会議長 三宮幸雄 様

憲法第9条を尊重し、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

本市は、昭和61年6月市議会において全会一致で「北本市非核平和都市宣言」を決議しました。この宣言の決議以降、本市では毎年7月及び8月を平和月間と位置付け「平和、戦争、憲法、原爆等をテーマにした講演会、展示会、映画会、平和バスツアー」などを開催し、平和に関する啓発・普及活動を行っています。内閣から、集団的自衛権の行使を限定的に容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出されたことに伴い、我々はこの宣言の持つ意義の重さを実感しています。

この法案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。

しかし、この法案については、審議している国会のみならず、様々な場で多くの議論や意見が交わされています。

については、安全保障関連法案の審議に当たり、我が国が築いてきた平和国家としての実績を踏まえ憲法第9条の理念を基調とした審議を尽くすことを求め下記の事項について強く要望するものです。

記

1. 安全保障関連法案については、日本国憲法、とりわけ憲法第9条に則り慎重かつ十分な審議を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長